令和８年度　少年相談員　募集について

市川市教育センター　少年センター

１　募集職種

□少年相談員（会計年度任用職員）

学校や職場、日常生活の中で何らかの悩みのある少年（小学校就学の始期から２０歳に達するまでの児童、生徒、学生、有職・無職少年）とその保護者及び少年に身近な大人を対象として、電話・ｅメール・面接による相談に応じる。

【資格】（以下のうち１つ以上の条件を満たしている者）

①臨床心理士の資格を有する方
②カウンセリングの資格を有する方
③相談・カウンセリング関係の仕事を経験した方
④元公立学校教諭の方

２　勤務条件

(1)採用期間
　令和８年４月１日～令和９年３月３１日

(2)勤務時間と勤務日数
・１日７時間
（祝日を除く月曜日から金曜日の午前９時００分から午後５時００分まで）
・月上限１２日勤務（週３日程度）

(3)始業・終業の時間等
始業 午前９時００分～終業 午後５時００分
ローテーションにより月に１，２回、水曜日 午前１１時００分～午後７時００分の勤務あり。

(4)休憩時間　６０分

(5)年次有給休暇　有り

(6)賃金
時給　１，４５０円　（交通費支給）
期末手当　有り

(7)勤務場所
市川市生涯学習センター３階
市川市教育センター　少年センター相談室

３　応募書類（連絡先　電話　０４７－３２０－３３４５）

(1)願書
(2)資格を証明できるものの原本（こちらでコピーを取らせていただきます）
(3)健康診断書（令和８年１月１日以降のもの　胸部Ｘ線撮影の結果が入っているもの）
(4)兼業届　※該当者のみ

４　書類の提出締切

・(1)（2)は**※市川市生涯学習センター３階　少年センターまで直接お持ちください。**
・(3)は採用が決定後、勤務開始日までに提出
・(4)は個別対応